

◎六月十二日

①中村淳介：家老上田家士。ここには名前は出ないが、長州藩一門筆頭である三丘実戸家の実戸親基へは、上田主水安節の娘「阿忠様」が嫁いでいる。実戸美濃は文政十年生まれ、阿忠様は文政九年生まれなので、「阿忠様」が一歳年長（嘉永六年当時）には阿忠様は二十八歳（数え）、親基は二十七歳。なお、安政四年に再婚する浅野道興は文化十二年生まれなので、道興が十一歳年長である。

*以下は元同好会員の下寺和男さんの調査をもとに作成。

①⑦「阿忠様」はこの年の冬に実家の上田家へ里帰りした。

「嘉永七年三月頭書 廿三日、上田様二而長州萩二於て実戸美濃（德基）殿御奥様、主水様思召之義も被為在、御離縁御引戻之義被及御和談、御届も被為済候由、今日御知せも有之候由也

右者昨冬以来当所へ御出、御逗留被成候之由也 「村上家乗」続編卷十一

①⑧当初長州（実戸家）から上田家へ手紙があり、上田家から女中「よし」が派遣されたが、相応の男子を派遣するよう要請され、中村淳介が派遣された。その後淳介は「病死」したという報告があった。その事情はここには記されない。

・（嘉永六年四月）廿一日

一長州方油紙包一ツ届来ル、並人方へ遣し

・（嘉永六年四月）晦日

一御女中よし来ル三日出立、長州江籠越候付、御錠口田中仁助、小廻岡右衛門、御走女初禰付添罷越候趣並人方達有之、并右よし罷越候段、青山蔵太迄須藤並人方書状二而申遣候事、今日町便二而差出候様正之助江申談置

・（嘉永六年五月）十五日

一岡右衛門長州方夜中卒度帰り、全ク飛脚処二帰り候由、あちらの様子申帰り、何分男子相応物之言へる者を御越し被下様二との事、委細者此所江者記し不申、

今朝何角御沙汰御座候二付、申値候様申上置候事、今日ハ出羽様方御出も被為在候二付、明日得斗申値候事

・（嘉永六年五月）十七日

一長州江御内御用有之、淳介江被仰付、其段相達奉畏候二付、其段申上置、万事得斗申合遣し候事

・（嘉永六年五月）廿九日

一中村淳介病死之達し有之、以御小納戸申上置候事

此病死之義ハ段々様子茂有之候得共、此所江者記し不申事

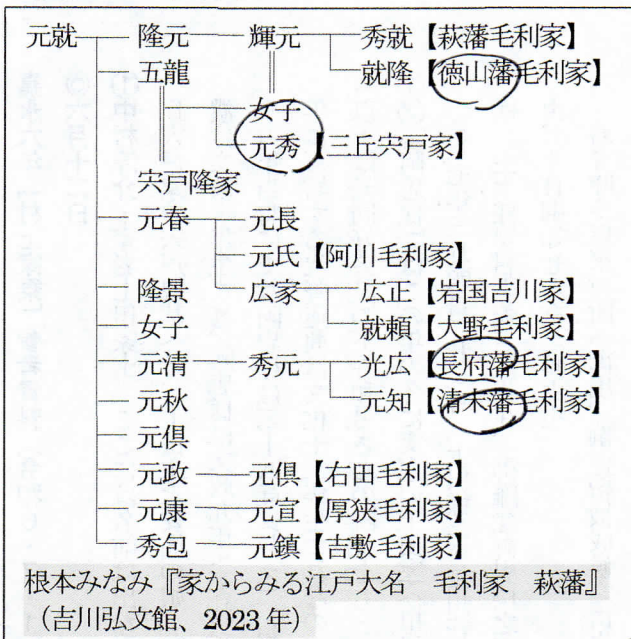
①⑨翌年正月の上田家人・横関新兵衛から実戸家の原田へ宛てた手紙では、「若御奥様（忠）の「不束」を盛んに詫びているが、これは、実家の上田家に長逗留していることや、夫からの対面要請を断り、離縁交渉を進めるための手段かもしれない。同年三月になって、両家の間で正式に離縁が成立した。

・（嘉永七年正月十三日）

以切紙啓上仕候、春寒御座候へ共、弥御安剛可被成御勤、珍重奉存候、然者若御奥様御儀去冬当地へ御越被成候御道中ハ少々御不快二被成御座、尤何も御氣遣之御様子ニハ無御座、追々御快方二被成御座候へ共、兎角御不食勝二被為在、今以睦ト不被成御座候、就而ハ長々之御逗留二相成申候、尤兼而御対面被成度義二付而者勝矢幸之助方及御内話候通り、若御奥様御不束之御方二付、万事御行届も不被成御事計二而、美濃様思召二も不被為叶候御義も被為在候由御尤之御儀、主水様誠二以御氣毒思召候、此度御対面之折柄何角与御示教も被成候へ共、何分御不束之御方二付、迎も往々御長久之程も無覚束思召候、就而者不遠内幸之助を以可得其意候間、其節者万端無御伏藏御熟談被下、幾重二も御執成を以御速二御答等も被為在候様方々厚奉頼候、右之御振合二付、下地御心得二も可被成、何角其御運ひ合も可有御座与先ツ御内密得貴意置度如此御座候、尚委細之儀者不能紙上、幸之助方御面話可仕候、呉々も諸事御速二御取引二相成候様宜御含可被下奉頼候、以上

正月 横関 原田敦賀様

③ア 宍戸家系図



②長州萩宍戸家：藤原北家、八田氏族で常陸国茨城郡宍戸（茨城県）に興る。完

戸とも書く。萩藩の一門である宍戸美濃系図では、八田四郎知家の四男宍戸四郎左衛門尉家政が鎌倉より分国によって常陸国笠間郡宍戸郷に住するとある。

これより四代常陸に住み、安芸守朝家が足利尊氏の代官となつて安芸国へ下向し、建武元年の春高田郡上甲立郷菊山（広島県）の麓柳城に居住、のち元木山に城を築いて五竜城と称し代々居住した（関関録）。安芸守元家一族は明応のころから毛利氏に呼応し、安芸守隆家は毛利元就の嫡女を娶つた。元秀から元統と続き毛利輝元に仕え、文祿・慶長の役にも従軍した。（中略）寛永二年一門の配置替により右田の宍戸元統と三丘の毛利元俱とが入れ替わり幕末まで三丘を采邑とした。（後略）

③毛利家内の家格：近世大名としての毛利家内の家格は①三末家（長府藩毛利家）、徳山藩毛利家・清末藩毛利家、②岩国吉川家、③一門六家、④準一門二家の順。

③①六戸美濃親基

宍戸備前（ししど びぜん） 文政十年、明治二十七年（一八二七、一八九四）一門三丘宍戸氏の第十一代当主。萩藩家老。名ははじめ德基、のち親基。禄高一万二千三百二十九石五斗の宍戸孫四郎元礼の嫡子として、安政十年九月十七日周防国熊毛郡三丘に生まれた。幼名葦松、のち孫四郎から美濃、備前と称す。号は大肉大夫。安政三年八月三十歳で家督を継ぎ加判役に進んだ。万延元年から文久元年まで兵庫警備揚給奉行。文久三年七月は藩主敬親に随伴して、攘夷褒勅の勅使正親町公董を山口に迎えた。元治元年二月萩城代、また重臣の筆頭当役（行相府の家老）として藩主を輔弼しながら、三条美英ら七卿の守衛、朝廷に対する弁明工作、京都出兵論の調停などにあたつた。七月六日世子定

政の枢機に参与した。②③『角川日本姓氏歴史人物大辞典 35 山口県』

③④一門六家：毛利元就の血縁関係者によって構成された一族六家で、萩藩土の最上階級。首席は毛利元就の長女五龍が嫁した宍戸氏。二席は右田毛利氏。三席は厚狭毛利氏。四席は吉敷毛利氏。五席は阿川毛利氏。六席は大野毛利氏。

代々家老職につき、当役・当職・加判役・城代・国元留守居家老などを務め、藩政の枢機に参与した。知行高は六千石を下限とし、最多の右田毛利氏は一六〇三三石余。

③⑤準一門二家：萩藩土一門六家に準ずる家格で、代々家老職を務める。益田・福原の二家があり、一門六家に両家を加えて八家とも呼ぶ。益田氏は石見国の旧族で、毛利元就の代に毛利氏に帰属し、慶長五年以後阿武郡須佐などで一二〇三六石余を知行した。福原氏は毛利氏の古い庶流で安芸国高田郡安芸国高田郡福原村に興り、寛永二年以降厚狭郡宇部などで一三二四石余を知行した。

一門六家とともに当役・当職・加判役・城代・国元留守居家老などを務め、藩政の枢機に参与した。

願を行ったが、二十三日禁門の変の敗報が届く。同日英仏米蘭四か国連合艦隊が、下関に襲来しようとしているとの報が長崎から入った。備前は八月十四日第三回講和使節として高杉晋作、毛利登人、井原主計、檜崎弥八郎、波多野金吾（広沢真臣）、伊藤俊輔（博文）を従え和議を成立させた。その後藩内に、第一次征長軍への無条件降伏を主張する俗論党が勢力を得て、十月藩主敬親は山口から萩城に戻ると同時に、藩庁も萩へ移された。十二月幕府巡検使が萩に來り、その接伴役を勤めた。慶応元年正月には、武備恭順をもって正義の回復を迫る諸隊を討討するた

め、世子定広出陣の先陣頭を命じられたが、二月停戦となり軍装を解いた。それより俗論党を退け政府の改造が始まる。三月、禁門の変の責任を負って切腹した福原越後ら三家老の家を復興するにあたり、福原家の後嗣駒之進の後見となる。五月広島藩を通じて萩藩重役連署の陳情書を幕府に提出した。六月国土防衛のため邑地三丘に帰って軍備に努める。八月榎取素彦、松原音三を連れて広島に使用し、広島藩を通じて幕府に陳情するも、九月に至り幕府は拒絶。慶応二年四境の役（長幕戦争）に大勝、翌三年三月石州占領地の総奉行。明治元年十月藩の改正掛として財政および軍制を改革、同三年には諸隊脱藩騒動の鎮静心を碎いた。同四年陸藩置県後は、三丘に退いて郷校徳修館の育英を督し、明治十九年七月十四日六十八歳で没した。同地正安山に神式で葬られる。大正四年贈四位。家督は長男弥三郎徳祐が継いだ。

『三百藩家臣人名事典』6 (新人物往来社)

④自滅：②自分の行動が原因となって自分が滅びること。自殺すること。また自分の失策のために敗れること。

⑤鄙怯(卑怯)：②心のいやしいこと。物事をするにあたって、正々堂々としな
いこと。また、そのさま。卑劣。

⑥功者(巧者)：物事に熟練していること。技芸にたくみなこと。またそのさま
やその人。じょうず。老練。

⑦矢庭に：①その場で、時間をかけないで一気に事を行なうさまを表わす語。直
ちに。たちどころに。②いきなり。突然。だしぬけに。

⑧建り(たてり)：方言②表向きのこと。たてまえ。(高知県・高知市)

⑨手際(てぎわ)：物事の処理の仕方がじょうずであること。できあがりがいよ
いこと。きれいにしあげること。またそのさま。みごとな手並。立派なできばえ。

◎六月十五日
⑩附足軽夏御貸米切手(参考資料4(令和5・7・1)の再掲)：彦右衛門の給
料は、毎年二月一日の「附足軽御貸米(御切米とも)切手」、六月十五日の「附
足軽夏御貸米切手」、十一月一日の「物成切手」と「附足軽御切米」、十二月二
十三日ごろの「御仕向切手」の四度に分けて支給される。彦右衛門は一〇〇石
の「知行格」であるが、蔵米取り同様、米蔵から俸禄として米を現物支給され
る(実際には、米を米蔵から受け取るための切手(札)を支給されるので、東
城浅野家給知の米価も記載されるのが恒例)。

⑪久芳(くば)：江戸期〜明治二十二年の村名。豊田郡のうち。広島藩領。村高
は、元和五年の「知行帳」では久羽村と見え一六五五石余。「芸藩通志」「天保
郷帳」「旧高旧領」ともに一六五八石余。家老堀田浅野氏給知三二八石余・同上
田氏給知一一八石余があった(豊田郡誌)。(後略)『角川日本地名大辞典34 広
島県』昭和30年に竹仁(たけに)村と合併して豊田郡福富町大字久芳となり、
昭和三十一年から賀茂郡福富町久芳、平成十七年に東広島市に編入され、東広
島市福富町久芳。

⑫言歩(いちぶ)：江戸期〜明治十五年の村名。世羅郡のうち。広島藩領。(家
老堀田浅野氏)給知。村高は、元和五年の「知行帳」では市分村と見え三〇九
石余。元文年間郡村高帳や「芸藩通志」「天保郷帳」「旧高旧領」も同高。(後略)
『角川日本地名大辞典34 広島県』

明治十五年に世羅郡上野山(かみのやま)村と合併して世羅郡上野(かみいち)
村、明治二十二年にさらに世羅郡飯田村と合併して世羅郡上田(かみた)村、
昭和明治二十九年に上山(かみやま)村と改称した。昭和三十年に世羅郡津名
村、双三郡板木村と合併して双三郡三和(みわ)町大字上野。賀茂郡福富町久
芳、平成十六年に三次市、双三郡六町、甲奴郡甲奴町が合併して三次市が新設
され、三次市三和町大字上野となる。

⑬一円無雨：嘉永六年は、五月二十三日に微雨があったのを最後に目立った降雨
がなく、猛暑の夏となった。六月二十三日ころには領内で早魃の被害が現れ始
め、東城浅野家の給知である世羅郡小童・宇賀村からも干害が報じられるよう
になる。広島城下の町医・進藤寿伯は次のように記録している。

⑭〇八月三日、当丑の年は市中在中とも早魃なり、五月十六七日八日昼夜雨降
り出水にも相成り、また廿一日暮頃より降り出し廿二日昼迄、廿三日昼ばら
く雨少しにて、その後日々快晴にて旱(ひで)り打ちつづき、六月初めより
土用の如く暑気甚だしく、土用に入りてはいよいよ厳しく、尤も清暑なり、遠
方より折々夕立気色は有れども、御城下一円雨なし、諸社諸山にて雨乞ひの御
祈禱有れども、その験少なし、六月十二日より京橋川下、例年の通り井手掛け
る、漸く七月十日夕立少し有り、至って聊の事なり、その後十六日また夕立相
応にあり、新開綿作水を取り骨折り強く、なほ在中は稲綿とも水の骨折り大形
ならず、浦々は水手不自由にて枯れたる所もあり、又は飲水不自由にて御城下
川下へ汲みに来たりし所もあり、実に当年の早魃は五十年目とも六十一年目と
も、種々取り沙汰あれども慥かなる証跡はなし、清暑ゆへか暑さの割合には病
人少なし、七月廿八日は二百十日といふ非なれども、晴天無風至って静謐なり、

⑬①全国の嘉永6年夏の干ばつ被害

現地名	災害内容	出典(ホームページ)
山形県長井市	嘉永堰は、鍋割沢から水を引き、平沢川の水量を増やすために嘉永6年(1853)の大干ばつを契機に米沢藩によって開削された。	令和3年2月文化財調査会資料「嘉永堰・昭和堰について」
静岡県沼津市	(沼津藩は)嘉永5年(1852年)、嘉永6年(1853年)の早魃で1万石の甚大な被害を受けるなど、藩財政は逼迫した。	ウィキペディア「水野忠良」
福井県	8月上旬まで日照りが続き、福井藩では9万9,633石余の損耗。	国土交通省近畿地方整備局福井工事事務所「九頭竜川流域誌」
兵庫県川辺郡猪名川町	嘉永6(1853)年には120日間の大早魃があり、いずれも凶作願いを出したが聞き入れられなかった。	いながわ歴史ウォーク
広島県福山市	早魃、うんか発生、田畑損毛4万石余。	『広島県史』近世2、897頁表343
愛媛県西予市宇和町	嘉永6(1853)年7月早魃で、久枝村馬場において雨乞い千人踊りを行う。	宇和町の稲作の歴史
徳島県阿波郡	嘉永6年(1853)5月4日より8月に至るまで、90日間も雨が降らず、阿波郡地方では飲料水にも事欠いて、吉野川から牛車で水を運んだほどであった。	四国災害アーカイブス
福岡県みやこ町	5月23日の雨上がりの後晴天となり、6月、7月は雨無しの日が続き、8月2日に降雨のあるまで68日間日照りが続いた(「国作手永大庄屋日記」)。この間、6月に一度、7月に一度夕立があっただけで、田畠はカラカラに乾燥して、白干し(土が乾燥して白くなること)・黒干の早魃となった。	みやこ町歴史民俗博物館/WEB博物館「嘉永六年の早魃」
福岡県遠賀郡遠賀町	5月23日 早ばつ 70日の大干ばつ	遠賀町 防災「過去の災害記録」

然るに米麦とも値上りに相成る、如何の事やらと尋ねるに、この砌りも矢張り異国船沙汰にて、江戸九州辺騒動の噂さ人気悪しきゆへと承る、八月二日夕より雨降り南風吹き、三日朝曇り風吹き、夕方より風雨ともはげしく、余程騒々しく、全く二百十日の印と申す事なり、さて五月廿四日より今日迄六十八日振りに雨降り、諸人大悦び、俄かに秋色を催し朝夕余程涼しく相成る、この雨にて京橋井手切れる、五十日目なり、この上は諸作豊満祈るところなり

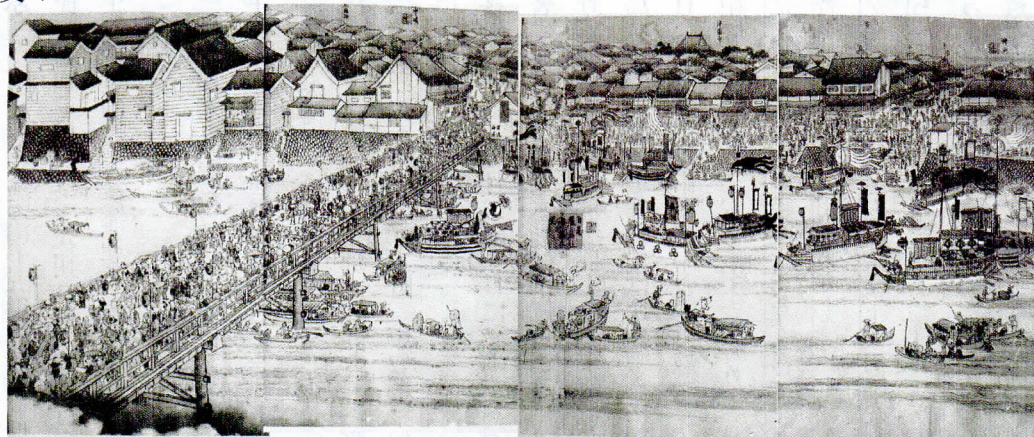
進藤寿伯著・金指正三校註『近世風聞・耳の垢』(青蛙房)

◎六月十六日

⑭貞善童女：彦右衛門の父星右衛門と実母阿重の娘で、彦右衛門の妹お順。文政三年(一八二〇)三月九日生、同年六月十六日死去。

◎六月十八日

⑮御供船(おともんぶね)



「江山一覽図」より本川御供船の図『新修広島市史』第4巻 上左端は猫屋橋(現本川橋)

：広島城下の各町は、六月十六日の厳島社管絃祭に、美麗な船飾りを施した御供船を出して参加した。御供船は城下の川々から厳島へ向けて出発し、十八日に帰着した。最盛期の寛政七年(一七九五)には九〇余艘の御供船が出て、一両岸又橋上見物之男女如雲上であつたが、その後藩の規制で船数は減少した。嘉永五年には御供船が一八艘出て見物人で賑わい、夜前四つ(十時)前に京橋の橋柱一本が折れて南側へ傾き、橋上に充満していた見物人数十人が川へ落ち、負傷した。

◎廿三日(追加)

御傳役：〇夫々御屋敷へ引越シ勤務ス〇御他御前様 御方々様御附トシテ御広式重役同様ノ勤務ヲナス〇右役々江戸交代有之『芸藩輯要』第二編「藩士名鑑(御役之章程)」

*浅野重成の十女為姫(采松院)が嫁いだ日向飢肥(おひ)藩主伊東祐民は文化九年(一八二二)に亡くなったが、采松院は、そのまま江戸の飢肥藩邸で生活したと思われます。

令和六年七月例会資料 (六月分後追い)

家乗嘉永六年 五月廿二日〜六月八日

一、先月の解説文活字読みの確認点

二、指摘・意見・質問・他

① 五月廿三日頭書「一御広式重役◇ 天津斎殿◇ / 御傳役方」

「傳」デン・つたえる・つて

「傳」フ・もり・かしづく・つく

この二文字は崩し字では同じになってしまっています。(厳密には点の有無あり) 嘉永五年三月十六日頭書に「一栄松院様御傳役◇ 天津斎殿」と出て来ます。栄松院は浅野重晟娘で日向飢肥(おび)藩主室、と資料集11で解説なさっています。文化九年祐民が廿一歳で没後の何時か広島に帰っていたのでしよう。文化九年から嘉永五年と云えば四十年が過ぎていきます。六十歳前後でしよう。他に家乗安政三年には御前様・昌寿院様の御傳役が記されています。

「おつたえ役」ではなく「おもり役」ではないでしょうか? もり・やく【守役】もりをする役。かしづきをする役。又、その役の人。



◎小倉漢方製薬
四季の薬草カレンダーより

② 五月廿六日頭書「半夏生」

カラスビシヤク 生薬名…ハンゲ(半夏)

薬用部位…塊茎。日本の北海道から九州、朝鮮半島、中国に分布する多年草です。草丈10〜20cmになり、4〜5月に仏炎苞という葉が変形した苞に包まれた花茎を伸ばします。生存力が強い植物で、塊茎、種子、珠芽のいずれからも繁殖が可能であることから、厄介な畑の雑草としても知られています。生薬「ハンゲ」は本種のコルク層を除いた塊茎で、ホモゲンチジン酸(フェノール類)などの成分を含み、鎮静、鎮吐、鎮咳、去痰などの作用があります。一般用漢方製剤294処方のうち、半夏瀉心湯(はんげしゃしんとう)、六君子湯(りつくんしとう)など63処方に配合されています

② 六月二日「浮于暑中」

浮于 ピンイン fú yú …より多い、…より多くある。用例…人浮于事||人手が仕事より多い、人員が過剰である。(weblio 辞書・白水社 中国語辞書) 浮 フ・うく 意味…略…⑦過ぎる・超える … (漢和辞典) 于 助字…に…を…と…より…吾十有五而志于学(学を志す)(同右) 向暑厳酷でその暑さは暑中(土用入〜立秋前迄)を超えている…力? 読みは?、「く」にうく」「くよりうく」「くをうく」?どれでしょう。

③ 六月六日「今日方御役所早出二付…」

嘉永四年六月廿四日「五時過出勤、九半時前退」

嘉永五年六月朔日「今日方諸役所早出也」

安政二年六月七日「今日方出勤全五半時二相成也、九時過退、」

安政四年六月朔日「五半時前出勤、九半時過退」 八月四日早出勤止

以後もほぼ同様。

家乗に於いて勤務時間は「例時出勤、夕〇時□退、」と出て来ます。

通常は巳鼓出勤未鼓退勤。六月頃から八月頃にかけて辰鼓出勤午鼓退勤の今で言うサマータイムとなる、と理解していたのですが。家乗を調べ直してみると、通常の例時も、早出勤の時間・期間(始期・終期)も時に取り変動があります。時代々々の繁閑や気候で勤務時間も変わったのかもしれない。しかし、おおむね土用の入り頃サマータイムになっています。早出の終わる時期はよくわかりません。八月には何となく終わっています。

三、報告・お知らせ

◇ 来月は、例年の通り夏休みです。

次例会は、九月十四日(第2土曜日)午後一時半
於第一・第二研修室です。第二研修室白板を前とします。
当日の会場当番は、A8班及びB1班です。

十月例会は、十月廿六日(第4土曜日)です。

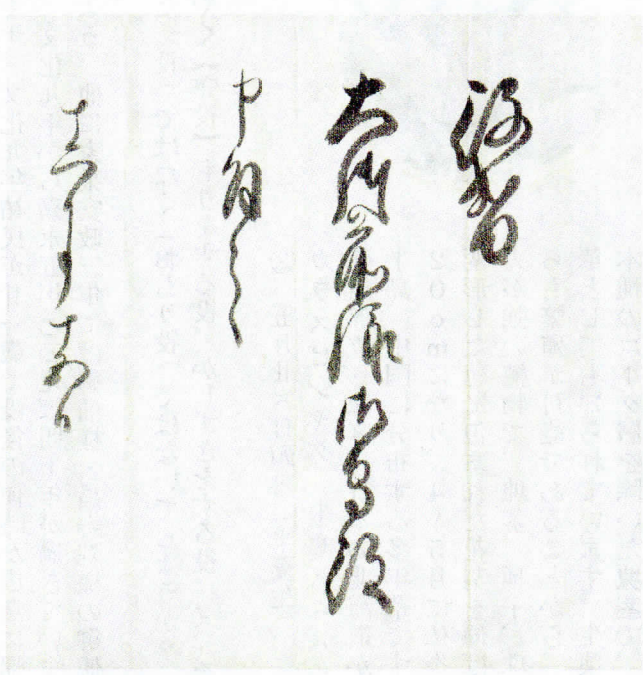
十一月例会は、十一月十六日(第3土曜日)です。

十二月例会は、十二月廿一日(第3土曜日)です

◇ 今月は席移動月です。席移動をお願いします。班単位で前月より1つ宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください。

***** 一寸お茶でも***** 無駄話 *****

頭書に度々書いてある役替えの際交付される辞令の一例（御守役）

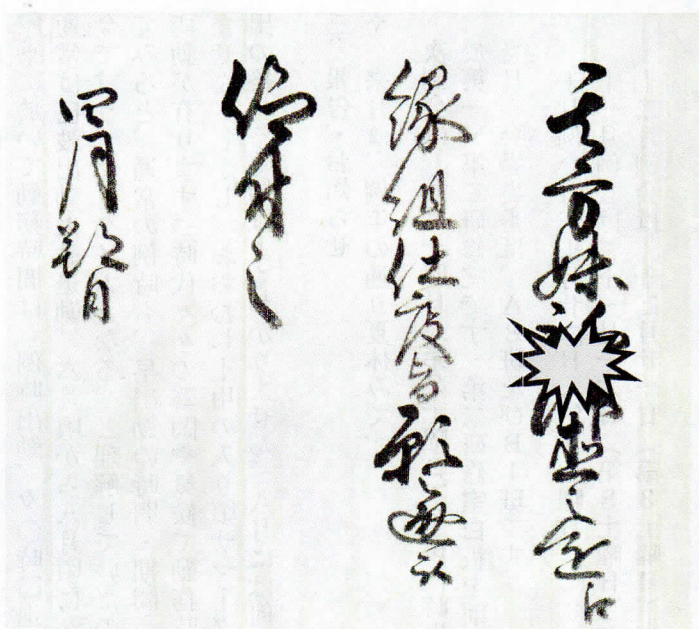


家臣の多くは、先ず父親などから家督を継いだ後出仕することで藩士としての人生をスタートさせます。出仕した家臣は知行高や扶持高に応じた軍団組織に編成され、番方と呼ばれる武官としての職務を務めました。番方に対して政治経済など行政関係の役職を役方と言いました。家臣は軍団組織に所属する一方で、能力に応じて役方の役職に任じられました。とくに藩政の実務を担った中級家臣の場合、頻繁に役替えが行われ、数多くの役職を経験しました。

しかし、全ての家臣が役方に就いた訳ではなく、番方のみ務めた家臣も多くいました。又、「家業」と呼ばれ、専門的技術で藩に仕える者も居り、世襲がゆるされ、代々家職の儒者や医者など専門の役職を担いました。

（福岡市博物館・武士の履歴書 5）

六月七日「縁組の義・・・願之通・・・」の実例



旗本・御家人のような下級武士の場合は各組の組頭に、組頭の場合はその上の支配役に結婚願を出しました。さらにその上となると、老中・若年寄に許可を願い出たんですね。諸藩の家来も同様に、中士以上は藩主へ、下士は家老に、それ以下は目付へ願書を出しました。許可されたらされたで、その後の結納・婚礼の日取りまでお伺いをたて、進物を届けるなど結構厄介なものでした。

勿論、許可されない場合もありました。組頭が自分の組下の者と縁組してはいけませんでしたが、同じ組員どうしの縁組も許されませんでした。同列の他の組員ならよかったですね。また旗本は旗本どうし、御家人は御家人どうしで結婚しました。「釣り合はぬは不縁のもと」どんな場合も身分違いは許されませんでした。

（ブログ・ひとひらの雲 5）

大名から足軽まで結婚は許可制でした。誰に許可を得るのかといえば、大名の場合は將軍です。「武家諸法度」には「私に婚姻を結ぶべからず」という規定があつて、出入り旗本を通じて老中へ願い出なければなりません。すると日にちを決めて登城するようにという老中連名の切紙（書状）が届きます。登城すると老中から口頭で「願の通り縁組仰せつけらる」と申し渡され、許可された大名は御礼勤めとして老中の屋敷を廻礼しました。